

大気汚染防止法第24条の規定による公表について

倉敷市では、大気中での濃度が低濃度であっても継続的に摂取された場合には人の健康影響が懸念される有害大気汚染物質等について、大気汚染防止法第22条の規定により、環境調査を実施している。

令和6年度における調査結果は、次のとおりである。

記

1 調査期間

令和6年4月～令和7年3月

2 調査方法

市内7地点において、連続24時間の測定を毎月実施し、年平均値を算出した。

3 調査地点（別紙1）

- | | | |
|-----------|---------------|----------|
| ・倉敷美和局 | (美和1-13-33) | :一般環境地域 |
| ・松江局 | (松江3-11-26) | :発生源周辺地域 |
| ・塩生局 | (児島塩生1959-3) | :発生源周辺地域 |
| ・春日局 | (水島北春日町11-11) | :発生源周辺地域 |
| ・乙島東小学校 | (玉島乙島7471) | :発生源周辺地域 |
| ・呼松局 | (呼松3-1-24) | :発生源周辺地域 |
| ・環境監視センター | (水島東千鳥町1-50) | :発生源周辺地域 |

4 調査対象物質（別紙2）

環境基準設定物質4物質、指針値設定物質11物質、基準未設定物質7物質の合計22物質

5 結果の概況

(1) 環境基準設定物質（4物質）

ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン

全地点で環境基準を下回った。

(2) 指針値設定物質（11物質）

アクリロニトリル、アセトアルデヒド、塩化ビニルモノマー、塩化メチル、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物

全地点で指針値を下回った。

(3) 基準未設定物質（7物質）

トルエン、ホルムアルデヒド、ベリリウム及びその化合物、クロム及びその化合物、六価クロム化合物、ベンゾ[a]ピレン、酸化エチレン

評価する基準はないが、例年と比べ大きな変化はなかった。

6 調査結果

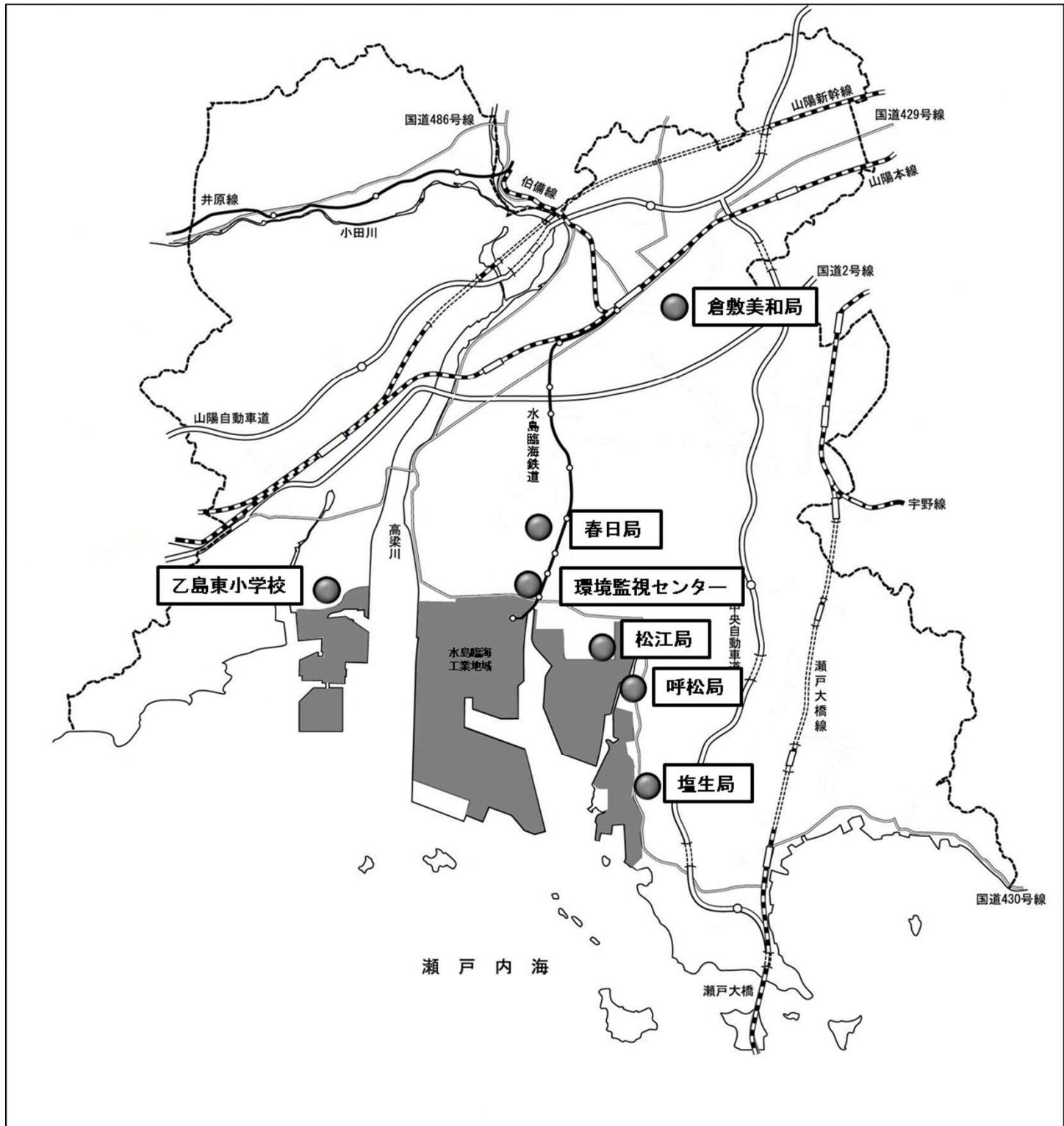
別紙3のとおり

7 今後の対応

今後も大気環境調査を定期的に実施し、有害大気汚染物質等による大気の汚染状況を把握するとともに、事業者に対し、排出抑制対策を指導していく。

別紙1

有害大気汚染物質等測定地点図



有害大気汚染物質等測定対象項目一覧

	物質名	基準・指針値
環境基準設定物質	ジクロロメタン	年平均値 $150 \mu g / m^3$ 以下
	テトラクロロエチレン	年平均値 $200 \mu g / m^3$ 以下
	トリクロロエチレン	年平均値 $130 \mu g / m^3$ 以下
	ベンゼン	年平均値 $3 \mu g / m^3$ 以下
指針値設定物質	アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu g / m^3$ 以下
	アセトアルデヒド	年平均値 $120 \mu g / m^3$ 以下
	塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu g / m^3$ 以下
	塩化メチル	年平均値 $94 \mu g / m^3$ 以下
	クロロホルム	年平均値 $18 \mu g / m^3$ 以下
	1, 2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu g / m^3$ 以下
	水銀及びその化合物	年平均値 $40 n g Hg / m^3$ 以下
	ニッケル化合物	年平均値 $25 n g Ni / m^3$ 以下
	ヒ素及びその化合物	年平均値 $6 n g As / m^3$ 以下
	1, 3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu g / m^3$ 以下
基準未設定物質	マンガン及びその化合物	年平均値 $140 n g Mn / m^3$ 以下
	クロム及びその化合物	(未設定)
	六価クロム化合物	(未設定)
	酸化エチレン	(未設定)
	トルエン	(未設定)
	ベリリウム及びその化合物	(未設定)
	ベンゾ[a]ピレン	(未設定)
	ホルムアルデヒド	(未設定)

令和6年度有害大気汚染物質等測定結果

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (No.1～No.14)、 ng/m^3 (No.15～No.22)

No.	物質名	年平均値												環境基準値 (*:指針値)	
		倉敷美和局(一般環境)			松江局(発生源周辺)			塩生局(発生源周辺)			春日局(発生源周辺)				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	アクリロニトリル	0.046	0.029	0.013	0.26	0.37	0.20	0.11	0.084	0.076	0.037	0.045	0.018	*2	
2	塩化ビニルモノマー	0.054	0.028	0.016	0.048	0.061	0.017	0.046	0.061	0.024	0.0079	0.018	0.0074	*10	
3	塩化メチル	1.4	1.2	1.3	1.5	1.4	1.3	1.4	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4	*94	
4	クロロホルム	0.19	0.15	0.14	0.19	0.15	0.15	0.34	0.18	0.30	0.17	0.13	0.13	*18	
5	1,2-ジクロロエタン	0.21	0.15	0.13	0.43	0.27	0.21	0.22	0.16	0.17	0.19	0.14	0.10	*1.6	
6	ジクロロメタン	0.94	0.69	0.61	0.97	0.73	0.77	1.1	0.74	0.84	1.2	1.7	0.76	150	
7	テトラクロロエチレン	0.066	0.040	0.042	0.34	0.35	0.19	0.090	0.083	0.072	0.082	0.035	0.018	200	
8	トリクロロエチレン	0.084	0.058	0.031	0.85	0.66	0.76	0.12	0.12	0.15	0.10	0.054	0.041	130	
9	トルエン	5.5	4.3	4.0	6.4	5.7	5.0	3.5	3.5	3.4	6.6	5.7	6.2		
10	1,3-ブタジエン	0.059	0.042	0.035	0.13	0.090	0.18	0.078	0.088	0.15	0.058	0.050	0.034	*2.5	
11	ベンゼン	1.1	0.79	0.74	2.2	1.3	1.6	1.3	1.2	1.4	1.2	0.89	0.96	3	
12	アセトアルデヒド	2.1	2.1	2.1	2.8	3.4	3.0	—	—	—	—	—	—	*120	
13	ホルムアルデヒド	2.5	2.1	2.5	2.7	2.5	2.9	—	—	—	—	—	—		
14	酸化エチレン	0.059	0.054	0.052	0.092	0.084	0.080	—	—	—	—	—	—		
15	ニッケル化合物	2.2	1.8	1.8	10	7.0	12	—	—	—	—	—	—	*25	
16	ヒ素及びその化合物	1.6	0.99	1.8	2.2	1.8	2.7	—	—	—	—	—	—	*6	
17	ベリリウム及びその化合物	0.011	0.013	0.029	0.023	0.020	0.052	—	—	—	—	—	—		
18	マンガン及びその化合物	73	30	44	92	72	140	—	—	—	—	—	—	*140	
19	クロム及びその化合物	4.0	2.5	3.2	13	6.8	10	—	—	—	—	—	—		
20	六価クロム化合物	—	—	0.059	—	—	0.12	—	—	—	—	—	—		
21	水銀及びその化合物	1.7	1.8	1.5	2.1	2.2	1.9	—	—	—	—	—	—	*40	
22	ベンゾ[a]ピレン	0.31	0.26	0.29	3.2	0.79	1.6	—	—	—	—	—	—		

※ 1 μg (マイクログラム)は1gの100万分の1、1 ng(ナノグラム)は1gの10億分の1

※ 指針値とは、健康リスクの低減を図るための指針となる数値

令和6年度有害大気汚染物質等測定結果

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (No.1～No.14)、 ng/m^3 (No.15～No.22)

No.	物質名	年平均値									環境基準値 (*:指針値)	
		乙島東小学校(発生源周辺)			呼松局(発生源周辺)			環境監視センター(発生源周辺)				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	アクリロニトリル	0.040	0.043	0.014	0.20	0.21	0.10	0.063	0.054	0.041	*2	
2	塩化ビニルモノマー	0.015	0.017	0.0085	0.042	0.054	0.019	0.042	0.048	0.012	*10	
3	塩化メチル	1.7	1.7	1.8	1.6	1.4	1.4	1.4	1.2	1.2	*94	
4	クロロホルム	0.14	0.12	0.10	0.22	0.14	0.17	0.19	0.14	0.15	*18	
5	1,2-ジクロロエタン	0.18	0.14	0.096	0.30	0.21	0.24	0.24	0.16	0.14	*1.6	
6	ジクロロメタン	1.2	1.0	0.83	0.86	0.63	0.61	0.97	0.66	0.68	150	
7	テトラクロロエチレン	0.14	0.12	0.025	0.33	0.24	0.27	0.088	0.057	0.066	200	
8	トリクロロエチレン	0.056	0.050	0.010	0.89	0.59	1.0	0.15	0.057	0.054	130	
9	トルエン	10	9.2	9.1	3.8	3.8	3.0	5.8	4.6	5.4		
10	1,3-ブタジエン	0.084	0.065	0.051	0.15	0.083	0.13	0.065	0.049	0.047	*2.5	
11	ベンゼン	1.2	0.90	0.94	2.1	1.1	2.0	1.7	1.1	1.3	3	
12	アセトアルデヒド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	*120	
13	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
14	酸化エチレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
15	ニッケル化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	*25	
16	ヒ素及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	*6	
17	ベリリウム及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
18	マンガン及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	*140	
19	クロム及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
20	六価クロム化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
21	水銀及びその化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	*40	
22	ベンゾ[a]ピレン	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

※ 1 μg (マイクログラム)は1gの100万分の1、1 ng(ナノグラム)は1gの10億分の1

※ 指針値とは、健康リスクの低減を図るための指針となる数値